

令和3年11月30日招集

第18回

定 例 総 会 議 事 録

加茂市農業委員会

第18回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和3年11月30日午前9時30分から下記議案審議のため、第18回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

記

- 第 52 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第 53 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第 54 号議案 農用地利用集積計画に対する可否決定について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

1番 小池俊木 君	2番 西村修市 君	3番 長谷川正典 君
	5番 佐藤愛子 君	6番 今井和幸 君
7番 飯岡佐治雄 君	8番 加茂重夫 君	9番 近藤サチ子 君
	11番 渡邊繁明 君	12番 笠間栄一 君
	14番 坂上武久 君	15番 小柳成吾 君
	17番 増井敬治 君	18番 浅川和夫 君
19番 永井尚文 君		

○ 本日の会議に欠席した農業委員は次のとおりである。

4番 坂内長市 君	10番 吉村陽介 君	13番 梅田守康 君
16番 坂上辰彦 君		

○ 本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番 近藤喜作 君	加茂2番 飯岡大介 君	下条1番 井上長治 君
下条2番 番場 勇 君	七谷1番 小柳修一 君	七谷2番 田浦 久 君
須田1番 高橋正明 君	須田2番 牛腸利生 君	

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 大竹 久範 君	次長 美原 暁 君
------------	-----------

議長(永井尚文君)	(開会時刻:午前9時30分) 本日はご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 ……… それでは議事に入ります。 報告いたします。 本日欠席の通告がありました農業委員は、4 番坂内長市君、10 番吉村陽介君 13 番梅田守康君、16 番坂上辰彦君であります。 ただ今の出席農業委員数は、15 名で、会議成立の定数に達しておりますので、これより加茂市農業委員会第 18 回定例総会を開会いたします。 議事録署名委員については、前例により私が指名してよろしいかお諮りいたします。 (「異議なし」の声あり) 異議がないようでございますので、17 番 増井敬治君、18 番 浅川和夫君を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
議長(永井尚文君)	それでは議案の審議に入ります。 採決につきましては、農業委員で行いますが、質疑につきましては、農業委員、推進委員ともに発言することができますので、発言される場合は挙手のうえ、議長の指名を受けた後、議席番号と名前を述べてから発言されるようお願いいたします。 最初に、第 52 号議案 「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局(大竹久範君)	はい、事務局長 大竹です。 それでは、議案の1ページをお開きください。 【議案第 52 号朗読後、説明】 番号1の譲渡人は、市外に居住しているため、所有している農地の処分を希望して、これまで申請地を耕作してきた譲受人に贈与することを協議した結果、譲受人から合意を得たことから、許可申請に至ったものです。 申請地は、小貫地区に点在しています。地番[]は、小貫地区の中央付近に、地区を縦断する道路に面して所在しています。地番[]は、地区を縦断する道路を猿毛地区方向に進み、加茂川右岸沿いの道路と合流する1本手前の旧蒲原鉄道線路敷の道路を右折し、80メートル程進んだ位置に所在しています。また、地番[]と[]は、地区を縦断する道路を加茂川右岸沿いの道路と合流してから、猿毛地区方向に100メートル程進んで、左に入る農道を60メートル程山側に進んだ位置に所在しています。 この申請について、許可の要件を満たしているか、譲受人の経営状況を申請内容により確認いたしますと、譲受人の現在の経営面積は、許可要件の下限とされる50アールを上回っています。農業経営では、譲受人とその子に年間150日

以上の農業従事日数があり、農作業への常時従事の実態があります。また、農作業に従事する者の農作業経験及び保有している機械の能力等からみて、権利の移転を受ける農地及び耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。

なお、申請地の権利移転については、現地調査により周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障を生じる恐れが無いことが確認されています。

以上によりまして、番号1の案件は農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可の要件には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると判断されます。

つづきまして、番号2について説明いたします。

番号2の譲渡人は、農業者ではないこと、また、高齢になってきたことから、申請地をこれまで利用権を設定していた世帯員である譲受人に売却することとして、協議した結果、譲受人からの合意が得られたため許可申請に至ったものです。

申請地は、加茂郷土地改良区脇の農道を、南西に200メートル程進んだ位置に所在しています。申請地のうち地番[REDACTED]は、所有者が異なる田と隣接して同一区画の田を形成していますが、隣接地は譲受人の父に利用権が設定されており、譲受人において耕作が行われています。

この申請について、許可の要件を満たしているか、譲受人の経営状況を申請内容により確認いたしますと、譲受人の現在の経営面積は、許可要件の下限とされる50アールを上回っています。農業経営では譲受人と配偶者に年間150日以上の農業従事日数があり、農作業への常時従事の実態があります。また、農作業に従事する者の農作業経験及び保有している機械の能力等からみて、権利の移転を受ける農地及び耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。

なお、この申請地の権利移転についても、現地調査により周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障を生じる恐れが無いことが確認されています。

以上によりまして、番号2の案件は農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可の要件には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると判断されます。

説明は以上です。

議長(永井尚文君)

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

1番(小池俊木君)

はい、1番小池でございます。

11月17日に飯岡委員と、申請地の利用状況及び権利移転に伴う周辺農地への影響の有無について確認してきました。

はじめに、番号1の申請地について報告いたします。

番号1の申請地は、小貫地区の3カ所に点在する田でした。それぞれの申請地の現地におけるほ場の状態から、権利設定を受けていた譲受人により、すべての申請地が適正に管理、作付けされて来たことが確認できました。

議長(永井尚文君)

申請地では、権利移転後もこれまでと同様に譲受人による管理、作付けが予定されており、現地調査で確認した申請地と周辺農地との利用状況からみて、周辺農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の利用に支障を生ずる恐れは無いと判断しました。

続いて番号2の申請地について報告いたします。

申請地は、加茂郷地内の田で、まとまって所在していました。稲刈りの跡が見られ譲受人による耕作が、適正に行われていたことを確認しました。申請地では、権利移転後もこれまでと同様に譲受人による適正な作付けが見込まれ、現地調査で確認した申請地と周辺農地との利用状況からみて、周辺農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の利用に支障を生ずる恐れは無いと判断しました。

説明は以上でございます。

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(永井尚文君)

無いようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

議長(永井尚文君)

挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。

次に、第53号議案

「農地法第4条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

事務局(大竹久範君)

事務局の説明をお願いします。

はい、事務局長 大竹です。

それでは、議案の2ページをお開きください。

【議案第 53 号朗読後、説明】

番号1の申請人は、申請地を平成 29 年4月に相続しています。申請地は、申請人の祖父が生前に許可を受けずに杉を植林する事業を実施し、今日に至っています。このたび、申請人が所有する農地の確認を行ったところ、申請地の地目が畑となっており、祖父が許可を得ないまま事業を実施していたことを認識したもので、不適正な状態を是正するために許可申請が行われたものです。

配布資料の第 53 号議案関係資料「農地転用関係申請位置図」の1ページをご覧ください。

申請地は、小貫地区の北東の山間部に位置しており、小貫地区から伸びる市道に面して所在しています。2ページの案内図をご覧ください。申請地の配置をまとめて表示しています。図面上に斜線で表示してある部分が申請地です。図面の左下から右上に向かって帯状に表示されているのが市道で、申請地の左上に表示しているのが林道今滝冬鳥越線です。資料3ページから5ページは、各申請地の更正図となります。資料6ページが申請地の利用図となります。申請地には、約5メートル四方に2本の割合で杉が植えられております。

	申請内容を農地転用に関する許可基準により確認しますと、 まず、「立地基準」における「申請地の農地区分」は、申請地が周囲を林地に囲まれた位置に所在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は、申請地に代えて周囲に所在する他の土地を供することにより事業目的の達成ができると認められる場合は、申請地を転用事業に供する意味合いがないため原則転用不許可となります。今回の申請地は周囲を林地に囲まれて所在しており、当該申請事業を実施するのに適当な立地条件を備えており、他の土地での事業実施は見込めないため、転用許可可能な案件であると判断できます。 次に「一般基準」について、確認します。 「転用を行うための申請人の資力及び信用」及び「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については、既に転用事業に供されておりますので適当であると判断されます。 「計画面積の妥当性」については、杉が一定の間隔で植えられており、木の成長に合わせた間隔で敷地内に植林されていることから妥当と判断されます。 「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、申請地は周囲を山林に囲まれおり、現状で周囲に悪影響を及ぼしていないことから支障は無いと判断できます。 以上によりまして、この案件は転用許可基準をすべて満たしているものと考えられます。 なお、申請に際して、申請人から祖父から3代にわたって違反転用の状態になっていたことを謝罪し、今後は農地法を遵守する旨の内容が記載された始末書が添付されております。 説明は以上でございます。
議長(永井尚文君)	本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。
15 番(小柳成吾君)	15 番 小柳成吾君 15 番 小柳です。 11 月 17 日に浅川委員と現地の調査を行なつてまいりましたので、その内容をご報告いたします。 申請地は山の中に所在しており、植えられてから年数が経過した杉があることを確認しました。また、申請地内の傾斜は大きく、畑が所在していたとは思えない様子でした。周辺は山林であり、周囲に耕作できる様な土地は残っておらず、申請地での植林はやむを得ず、許可相当であると判断いたしました。 報告は以上です。
議長(永井尚文君)	事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。 これに対してご質問、ご意見はございませんか。 (「なし」の声あり)
議長(永井尚文君)	無いようですので、農業委員による採決をいたします。 本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

	(全員の挙手あり)
	挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。
7 番(飯岡佐治雄君)	わたし、加茂地区なんですけれど、やっぱり美原さんが常日頃言っている農地利用状況調査の時に、極端に言うと、加茂地区がもっとその辺、力を入れて現場を見た方が良かったのだろうか。こんな山奥へは行っていないのだろうか。その辺、何かあったら。
議長(永井尚文君)	はい、事務局。
事務局(美原暁君)	事務局、美原です。
	飯岡委員が言われたように、利用状況調査で確認できれば良いのでしょうか、こちらから提供している資料で、そこまで細かな調査が出来るかという、そのような状況ではないと思うので、そうあって欲しいんですけど、今の現状では仕方がないのじゃないかという感じはしています。
	よろしいでしょうか。
7 番(飯岡佐治雄君)	はい。
	たとえば、事前にうちらが調査をやっていれば、例えば今回、佐野さんが出てくれば、小柳さんたちが行ったように、現場に行かなくても良かったのでしょうか。
事務局(美原暁君)	事務局、美原です。
	利用状況調査で分かったとしても、植林というのがですね、転用事業にあたるので、結局、違反転用の状態を調査で発見したということになるので、農業委員会の指導としてはですね、この追認の転用許可申請を出してくれという形の指導になると考えます。
議長(永井尚文君)	よろしいですか。
7 番(飯岡佐治雄君)	はい。
議長(永井尚文君)	次に、第 54 議案
	「農地利用集積計画に対する可否決定について」を上程いたします。
	なお、14 番 坂上武久委員は、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。また、加茂 1 番 近藤喜作推進委員は、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限に準じて、本議案終了まで退席をお願いいたします。
	(※14 番 坂上武久委員、加茂 1 番 近藤喜作推進委員退席)
議長(永井尚文君)	事務局の説明をお願いします。
事務局(大竹久範君)	はい、事務局長 大竹です。
	それでは、議案の 3 ページをお開きください。
	【議案第 54 号朗読後、説明】
	別冊の「農用地利用集積計画令和3年 12 月 10 日公告」の内容につきまして、次のページから各筆明細のとおりです。
	内容については、配付資料の第 54 号議案関係 参考資料1及び参考資料2の集計表により説明します。
	それでは、資料をご覧ください。
	(参考資料1、2による説明)

議長(永井尚文君) 議長(永井尚文君) 議長(永井尚文君) 議長(永井尚文君)	なお、この利用集積計画に定めた契約内容は、すべて農業経営基盤強化促進法第 18 条第3項各号に掲げられた計画が備える要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。 事務局の説明及が終わりました。 これに対してご質問、ご意見はございませんか。 (「なし」の声あり) 無いようですので、農業委員による採決をいたします。 本議案について、可とすることとして市長に送付することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり) 挙手、全員でありますので、本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。 退席委員の着席を求めます。 (※14 番 坂上武久委員、加茂 1 番 近藤喜作推進委員着席) 退席委員の皆様に報告します。本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。 ありがとうございました。 以上で本日の議案は全部終了いたしました。 (議案審議終了午前 10 時 32 分)
議長(永井尚文君) 事務局(大竹久範君)	これより、報告案件をお願いいたします。 事務局の説明をお願いします。 はい、事務局長 大竹です。 それでは、議案書の4ページをお願いしたいと思います。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」ご説明申し上げます。 【報告第 1 号朗読】 番号1は賃借人に所有権を移転するため解約されたものです。番号2と3は、賃借人の希望により、合意解約に至ったものです。番号2は先程審議いただいた利用集積計画により新たに賃借権が設定される予定です。また、番号3については賃貸人が耕作する予定となっています。 議案書の5ページをお願いします。 報告第 2 号「作付変更届について」ご説明申し上げます。 【報告第 2 号朗読】 水利の条件が悪く管理が大変なため、田を畑に替えて管理を行いやすくするために届出されたものです。既に埋立は終了しており、来春以降の適正な管理が予定されています。 議案書の6ページをお願いします。 報告第 3 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」ご説明申

議長(永井尚文君) 議長(永井尚文君)	上げます。 【報告第3号朗読】 説明は以上です。 事務局の説明が終わりました。 報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。 (「なし」の声あり) ないようでありますので、以上をもちまして報告案件は終了いたしました。
議長(永井尚文君)	次に、事務報告をお願いいたします。 令和3年10月29日以降の事務に関し、各担当者から報告をお願いいたします。 (事務報告) 【議案8ページ記載の事務報告案件について、担当者から報告】 以上で事務報告が終わりました。 報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。 (しばらく、声なし) 無いようでありますので、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。 これにて、加茂市農業委員会第18回定期総会を終了いたします。 (閉会時刻:午前10時55分閉会)

令和 3 年11月30日

農業委員会等に関する法律第33条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

会 長

.....

1 7 番 委 員

.....

1 8 番 委 員

.....